

このたび、新型コロナウイルス感染症に罹患され大変辛い思いをされた方、その看病をされたご家族の皆様、また感染拡大防止に協力され、生活やご事業に多大な影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

そして、感染症の治療にあたっておられる医療従事者の方々をはじめ、感染のリスクと闘い、自宅や近隣で自粛をしていた私たちの暮らしを支えてくださったすべての皆様に心より感謝申し上げます。その方々の存在がいかに大切であるか、改めて実感したのは私だけではないと思います。

ところで、緊急事態宣言の最中、世田谷法人会事務局では感染拡大防止のために、東法連事務局に倣い、時短、自宅勤務、フレックスタイム等で対応してまいりました。

その中で官公庁・政府等の個人や企業に対する支援策のご案内や手続きのお手伝い、代理可能な各方面のプロの紹介や地元金融機関への橋渡し、そして会員企業の新しい事業、企画の支援（特に自粛中の飲食業のテイクアウトのPR）を行ってまいりました。

このコロナ渦において、ワクチンや特效薬が開発され、身近な医療機関で利用され、インフルエンザ等と同様にウイルスに関われるようになるまでには、まだ時間がかかると言われ、特に海外への観光旅行は、まだまだ先の話になるものと思われます。ほんの2か月ほど前まで、当然のように私たち住民の暮らしを支えていただいた地域社会の方々を思い、地元への協力、助け合う心が大切であると改めて痛感いたしました。皆様も消費者として、地元で活動する企業を利用していただくことをお願い申し上げます。

これからも世田谷法人会は、子供たちへの租税教育はもとより、地域社会、企業の健全な発展のために、地元商店街や町会といった他の仲間とともに活動していく所存です。

今後とも会員皆様方のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

公益社団法人世田谷法人会 会長 師岡孝



世田谷 法人会の 主な 行事予定

詳しい内容はホームページをご覧ください
URL <http://setagaya.or.jp>

月	日(曜日)	行 事 名	時 間	場 所
7	2(木)	決算法人説明会	13:30～16:00	世田谷税務署会議室(中止)
	21(火)	理事会	16:00～17:30	銀座アスター 三軒茶屋賓館(予定)
8	4(火)	(一財)全日本労働福祉 協会健康診断	9:30～11:00	世田谷区民会館
	19(水)	新設法人説明会	13:30～16:00	世田谷税務署会議室
9	16(水)	決算法人説明会	13:30～16:00	世田谷税務署会議室

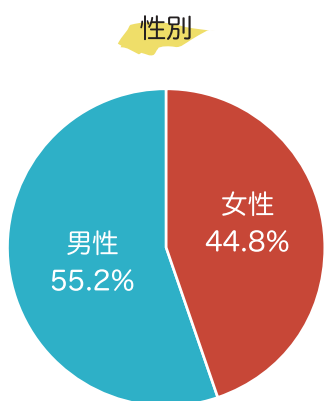
※新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、やむを得ず中止、または延期の可能性があります。

目 次

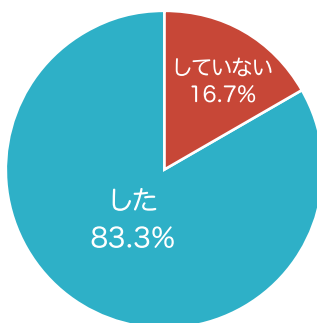
■ 世田谷法人会事務局からのお知らせ	3
■ 緊急経済対策における税制上の措置	4～5
■ 世田谷税務署からのお知らせ	6～7
■ SNS情報・クロスワードパズル	8

新型コロナウイルスによる 生活様式に関するアンケート (テイクアウトについて)

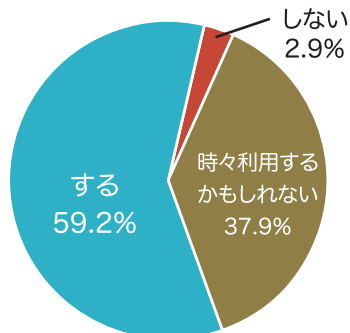
※特定非営利活動法人SETAGAYA21調べ
アンケート実施期間:2020年6月4日～6月20日(土)
有効回答数:203件
アンケート実施方法:ホームページ
<http://www.setagaya21.com/>



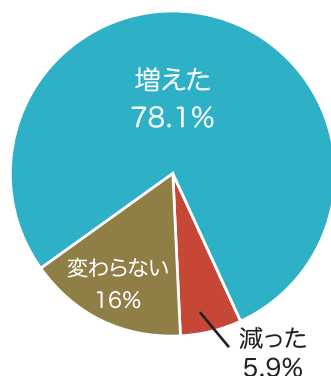
3月以降にテイクアウトを
利用しましたか？



コロナウイルスの終息後も
テイクアウトを利用しますか？



3月までと比較して飲食店での
テイクアウト利用は増えましたか？



テイクアウトのメリットがあれば
お聞かせください。

- 手を洗って安全な状態で食べられる
- 出来上がっているのですぐに食べられる
- お店の味を自宅でも楽しめる
- 自宅で食べられる
- 今までテイクアウトで食べられなかったものがテイクアウトで食べられること
- 家で飲みながら食べられるので、帰りを気にしないでよい
- 家事が減ること
- 行きつけのお店を応援することができる
- 家で食べられるから感染の心配が少なくなる
- 安価で購入できる
- 3蜜を避けられる、行ったことのない店でも気軽に食べられる

※以上、回答から抜粋

テイクアウトのデメリットがあれば
お聞かせください。

- 特になし
- ゴミが増える
- 冷める
- 自宅で食べられる
- 品物が限られる
- 家で飲みながら食べられるので、帰りを気にしないでよい
- 出来立てではないケースが大半
- 量が少ないものが多い。500円以下が少ない
- 食中毒の心配が少なからずある
- 値段のわりには見た目が雑
- プラ容器の多用、汁物の持ち帰りにくさ
- 楽しくない、寂しい

※以上、回答から抜粋

世田谷法人会事務局からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、世田谷法人会でも今年度に予定していたイベントが年度初めから相次いで中止や延期を余儀なくされています。そうした中で、全国規模の開催となる「法人会全国大会(岩手)」、「法人会全国青年の集い(島根)」、「法人会全国女性フォーラム(愛媛)」についても、今秋の開催予定にもかかわらず、参加規模や参加者の安全面確保等の問題から、現時点で中止判断のご連絡をいただくこととなりました。

全国大会のように、各地から大勢の人が一同に集まるイベントの中止はやむなしではありますが、感染症予防の基本対策を講じた上で、会議等を再開する流れも少しずつ出始めております。

世田谷法人会でも、6月26日に、例年とは異なる少人数規模で肅々と通常総会を行わせていただき、審議可決いたしました。

参考までに、法人会における感染症予防基本対策(全法連通達)は、以下の通りです。

感染症予防 基本対策



1. 三つの密(密閉・密集・密接)の徹底回避

- (1) 社会的距離(人と人との間隔2m(最低1m))を確保するため、会議室の利用は収容人数の半分以下を目安とし、前後左右を空けるなどの席配置とする。
- (2) エレベーターの搭乗人員を定員の半分とする。
- (3) 会議室等の定期的な換気を行う。
- (4) 喫煙スペースも密を避けるよう注意する。



2. 適切な感染防止策

- (1) 会議室や設備の消毒(机、椅子、マイク、ドアノブ、トイレ等)。
- (2) 会議室に手指の消毒液設置。
- (3) 出席者への周知・広報(マスク着用、社会的距離の確保の徹底、発熱や感染症状のある方は出席を控える等)。



3. 懇親会を開催する場合の感染防止策

- (1) 立食形式では密とならないように配慮(近接での会話を避けるため、人数によっては着席形式が望ましい)。
- (2) 大皿から各自で料理を取り分ける(セルフサービス)ことは避け、一人前ずつ盛り付けられたものを提供する。
- (3) 飛沫飛散防止を意識し大声での会話は控える。
- (4) お酌・返杯も密防止の観点から控える。



4. その他

- (1) 感染が疑われる出席者が発生した場合、速やかに別室へ隔離し、医療機関及び保険所への連絡・指示を受ける。
- (2) 感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

その他のお知らせ

1. 「会員情報変更通知(変更届)」をご存じですか？

会報誌「けやき」の宛先裏面は「会員情報変更通知(変更届)」となっております。

変更事項がございましたら、事務局までFAX(03-3421-4226)をお願いいたします。

世田谷法人会からのご案内等の情報配信をFAXからメールにお切替えされたい場合にも是非ご利用ください。

2. 「世田谷法人会LINEアカウント」を開設しました！

事務局からのご案内をスマホ等から手軽に確認できます。友だち追加は、「世田谷法人会」で友だち検索していただくか、右のQRコードからお願いします。



3. 「チラシの無料同封」をご活用ください！

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている会員の皆様への支援策の一環として、会報誌へのチラシ同封を次号も無料で行う予定です。(1会員あたり1回まで無料)。

是非ご利用ください。

会員情報変更通知
※変更届は必ずお送りください。お送りいただいた変更届は必ずお送りください。
※FAXからメールへの変更も可能です。詳しくは事務局までお問い合わせください。
公益社団法人世田谷法人会事務局
FAX 03-3421-4226

旧登録情報		
旧社名	TEL	
旧代表名	FAX	
旧住所	E-mail	
	地区	



新登録情報 (変更届のみに記入ください)		
新社名	TEL	
新代表名	FAX	
新住所	E-mail	
	地区	

新代表者印			
-------	--	--	--

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要

- ▷ 令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷ 一時の納税が困難と認められる場合に適用。
 - ・ 少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
 - ・ 収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷ 担保は不要。
- ▷ 延滞税は免除。

【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）

- （要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
（対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件

- ① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）した場合で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
（注1）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
▷ 法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月
▷ 個人：課税期間の翌年の3月末
（注2）国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**

【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。**

（※）令和2年2月～10月までの任意の3カ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

【適用時期】

令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件
▷対象資産に、 事業用家屋と構築物 を追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの ※事業用家屋・構築物ともに、 中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税となる措置が講じられます。**

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件
(1) 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置（入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日） ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと (2) 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件（取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内） ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税制法の施行の日（令和2年4月30日）から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目

・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。



公益財団法人
全国法人会総連合

〒160-0002 新宿区四谷坂町5-6
FAX：03-3357-6682

全法連ホームページ

新型コロナウイルスに関する対策リンク集



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

マイナンバーカードの 申請はお早めに!

※ポイントの利用時期が近づくとマイナンバーカードの交付申請が混み合い、申請から交付まで通常(1ヶ月)よりも時間を要することが見込まれます。

STEP 1
マイナンバーカードを
申請

STEP 2
マイキーIDの
設定

STEP 3
マイナポイントの
申込み
(2020年7月~)

キャッシュレスでチャージ
または買い物をすると
(2020年9月~)

マイナポイント 25% もらえる!

キャッシュレスで2万円のチャージまたは買い物をすると
1人あたり5,000円分のマイナポイントがもらえる

※マイナポイントは選択したキャッシュレス決済サービスのポイントとしていつもの買い物で使えます

詳しくはこちら



たとえば4人家族なら……


+

+

+

=

5,000 ポイント

5,000 ポイント

5,000 ポイント

5,000 ポイント

最大20,000円分の
マイナポイントに!

マイナポイントの利用イメージ

**① 利用先を選択して、
マイナポイントを申込む**

マイナポイント申込みページにログインし、
利用するキャッシュレス決済サービスを
選択し、申込む

**② チャージなどに対して、
マイナポイントが付与される**

キャッシュレス決済サービスに
チャージなどをする事で、
マイナポイントがもらえる

③ 買い物

マイナポイント分も利用して
買い物





チャージ
↓
マイナポイントが
もらえる



※選択した決済サービスによって利用イメージは異なります

※買い物にはマイナンバーカードは使いません

※予算案が今後の国会で成立することが前提

マイナンバーカードの申請方法



スマートフォン

半分以上の人が
オンラインからの
申請なんだって!



交付申請書 ▶

- ① スマホで顔写真を撮影
- ② スマホで交付申請書のQRコードを読み取る
- ③ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- ④ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了



パソコン

- ① カメラで顔写真を撮影
- ② 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- ③ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了



郵便

- ① 交付申請書に必要事項を記入し、6ヶ月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了

交付申請書がない場合



専用サイトから交付申請書がダウンロードできます
プリントアウトしてお使いください



マイナンバーカード 郵便



証明用写真機

- ① タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択
- ② 撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす
- ③ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力
- ④ 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了

マイキーIDの設定方法

スマホで簡単3つの手順

※公的個人認証サービス対応のスマートフォン
※カードリーダーがあればパソコンでも設定できます

手順1

マイナポイントアプリをダウンロード
※Android端末は「JPKI利用者ソフト」もダウンロードが必要(今後、マイナポイントアプリと一体化予定)



手順2

アプリの指示に従って
マイナンバーカードを読み取り

手順3

マイナンバーカード申請時or取得時に
設定した4桁の暗証番号を入力

これで
マイキーID
設定完了!



App StoreもしくはGoogle Playで「マイナポイント」を検索!

よくある質問

マイナポイントは
どこで使えるの?

選択したキャッシュレス
決済サービスに対応して
いるお店で使えます。

マイナンバーカードは
買い物の際に必要なの?

買い物の際には必要あり
ません。マイナポイントを
もらう手続きにのみ
必要です。

マイナポイントを申込む際
になりすましはされないの?

マイナンバーカードの
「電子証明書」を使うので、
なりすましなどの悪用は
極めて困難です。

何を買ったか国に監視
されない?

国が買い物履歴を
収集・保有することは
できません。

【お問い合わせ】

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178

(音声ガイダンスに従って「5番」を選択してください。)

平日:9時30分~20時00分/土日祝:9時30分~17時30分



総務省



内閣府

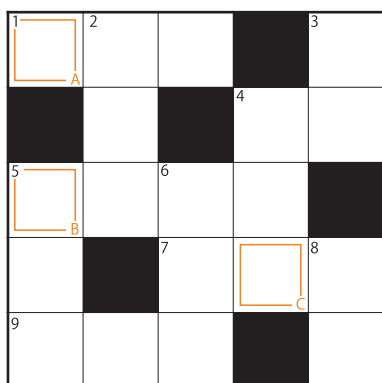
世田谷法人会 SNS 情報

<http://www.setagaya.or.jp/members/>https://twitter.com/setagaya_hojin<https://www.facebook.com/setagaya.hojinkai><https://lin.ee/2avUfXGWW>

世田谷法人会では各SNSで情報を発信しています。皆様のフォローをお待ちしております！

クロスワードパズル

1から9のタテ、ヨコのカギにことばをあてはめて、AからCのワクの答えをかいてね

健康
クロスワード

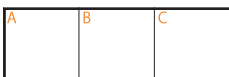
タテのカギ

- 2 熱によって皮膚をいためること。
- 3 首の部分。口のおくの方。声が出る所。
- 4 家を借りるために家の持ち主に払うお金。
- 5 夏のまっさかり。
- 6 物事がうまくいっているかどうかの様子。調子。体調。機械などの調子。
- 8 どうすればいいかを考え、物事をうまくやっていく頭のはたらき。

ヨコのカギ

- 1 十の十倍。とても多いこと。
- 4 旅先で泊まる所。住む所。
- 5 窓を通して、品物やお金などを出したり入れたりする所。
- 7 反対の。反。
- 9 集まり。また、集まって行う催し物。

解答



正解者の中から5名様に「2,000円のクオカード」をプレゼントします。

◆応募要項

同封のFAX応募用紙にご記入の上、FAXしてください。

◆送り先

(公社)世田谷法人会 クロスワードパズル係

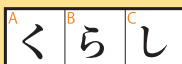
FAX 03-3421-4226

◆締切り

令和2年9月1日(火)

たくさんのご応募、お待ちしております。

前号解答

たくさんのご応募、
ありがとうございました。公益社団法人 世田谷法人会報
第327号

令和2年7月1日 発行

- 発行所／公益社団法人 世田谷法人会
世田谷区若林 1-15-10 世田谷電設会館 3 階
TEL 03(3410)1425 FAX 03(3421)4226
URL <http://www.setagaya.or.jp>
E-mail info@setagaya.or.jp
- 編集人／広報委員会
- 発行人／師岡 孝

読者の声

■本誌の感想

- ・日常生活の写真がたくさん掲載されていてなごむ。
- ・特別記念講演「尾木ママ」さんのお話がとても気になりました。

- ・他にもかなり多くの方が興味を持ちそうな講演会だと思っています。
- ・職場のマナー ハラスメントは良かった。
- ・マイナンバーカードが今後便利になりそうだと初めて知りました。

■今後取り上げて欲しい内容

- ・長引くコロナに対する対策方法。
- ・こんなご時世となりましたので「オンライン」で行うことのできる事業についてなど知りたいです。

- ・コロナ融資等。
- ・同じようなキャッシュレス決済がありすぎてどう使いわければいいのか。
- 税に関する質問
- ・コロナ対策での減税はあるのか？
- ・コロナに関する内容が気になります。
- ・税の使い道。
- ・最近母が亡くなったのですが、2次相続ってなんですか？

最新情報はホームページから <http://www.setagaya.or.jp>